

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：久喜市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.8 %
全職員	61.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.6 %
本庁課長相当職	95.8 %
本庁課長補佐相当職	96.2 %
本庁係長相当職	91.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.9 %
31～35年	96.2 %
26～30年	85.5 %
21～25年	88.8 %
16～20年	88.6 %
11～15年	86.3 %
6～10年	86.5 %
1～5年	83.5 %

【説明欄】

「給与」とは、給料、賞与及び各諸手当(地域手当、扶養手当、時間外勤務手当等)の合計を言います。

【任期の定めのない常勤職員】

いわゆる正規職員を指します。男性職員のうち5割程度が係長以上の職位であるのに対し、女性職員については2割程度であるため、男女の給与の差異が生じています。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

会計年度任用職員や暫定再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員を指します。6割以上が短時間勤務の女性職員であるため、男女の給与の差異が生じています。これらの職員は男女における役職の違いや勤続年数の違い等が正規職員と比べ少ないため、男女の給与の差異は正規職員より小さくなっています。

【全職員】

全職員に占める会計年度任用職員の割合は4割程度であるうえ、そのうち7割程度が女性職員であることから、上記2区分と比べ男女の給与の差異が生じています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。